

板橋区が発注する契約に係る労働環境の確認について

区が発注する契約に係る適正な履行の確保と労働環境の整備に配慮した調達の推進を図るため、「板橋区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱」（以下、「要綱」という。）を制定し、令和 5 年 4 月以降の契約締結後、当該契約の相手方に対し、労働環境チェックシートを提出するよう求めている。

1 調査範囲及び内容

総務部契約管財課において契約締結処理する契約のうち、次に掲げるもの

- (1) 予定価格が 3,000 万円以上の工事請負契約
- (2) 予定価格が 1,000 万円以上の委託契約のうち、建物清掃、人的警備、受付、用務等の人物費が経費の大半を占めるもの

要綱に基づく労働環境の確認は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他関係法令を基準とする。

2 令和 6 年度集計結果

・工事請負契約

業種別	対象件数	報告最低賃金/労務単価 (平均) %
土木	30	76.2
建築	10	71.7
設備	21	74.6
工事全体	61	74.9

職種別	対象件数	報告最低賃金/労務単価 (平均) %
普通作業員	27	67.4
電工	7	74.5
配管工	5	88.9
交通誘導員 B	15	102.7
その他	7	—
合計	61	74.9

※労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるものであり、都道府県別に国が示している。工種ごとに金額が異なり、時給換算で 2,075 円以上（令和 6 年度当初）の単価が設定されている。

・委託契約（令和 6 年度当初契約時：最低賃金 1,113 円）

提出件数	全従業員数(平均)		報告最低賃金(平均)	
	正社員	パート・ アルバイト		
委託	24	123人	352人	1,129円

3 分析結果

- (1) 要綱の周知及びチェックシート提出を契機として、適正な労働環境の確保について事業者が認識を持ち、区と意見交換する機会となっている。
- (2) 労働環境チェックシートを提出した業者は、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、その他関係法令を遵守しており、改善指導する事項はなかった。
- (3) 工事請負契約、委託契約ともに最低賃金を遵守した賃金単価が設定されていた。
- (4) 工事請負契約における賃金単価について、公共工事の設計労務単価との乖離が見られた。また、委託契約について、回答があった事業者の過半数は、最低賃金と同額の賃金単価設定であった。
- (5) 工事の元請事業者の従業員数は平均 10 人程度であり、協力会社（下請け）や個人経営の職人等の現場作業の労働環境については、十分な把握・分析ができていない。

4 今後の方向性

引き続き労働環境チェックシートの提出を求めることで、受注者に適正な労働環境を確保する意識を醸成していく。また、シート提出の無い事業者や、労働環境整備についての理解が不十分な事業者に対しては、本件の目的などを丁寧な説明し、協力を求めていく。

2年間の労働環境チェックシートによる状況把握、分析状況を踏まえ、公共工事等の公契約についての品質確保と労働環境の向上に向け、検討を深めていく。

【参考】指定管理者制度導入施設について

- ・指定管理者制度の導入施設については、指定管理候補者の募集時における、労働環境チェックシート（指定管理者用）の提出や、指定管理期間の中間年における社会保険労務士による労働条件点検において、健康診断の実施をはじめ安全衛生対策は適正か、最低賃金法に定める賃額以上の賃金を支払っているか等、法令に基づいた労働環境が整備されているか、確認されている。